横浜市下水道条例施行規則(昭和48年6月横浜市規則第103号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
(排水設備の計画の確認の申請書等)	(排水設備の計画の確認の申請書等)	
第8条 (第1項及び第2項省略)	第8条 (第1項及び第2項省略)	
<u>(新設)</u>	3 第1項の規定による申請書(これに添付	電子情報処
	する図面等を含む。以下この項において同	理組織を使
	じ。)の提出は、申請書が電磁的記録(電	用する申請
	子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ	を可能とす
	っては認識することができない方式で作ら	るため改正
	れた記録をいう。) をもって作成されてい	
	る場合には、市長の定める電子情報処理組	
	織を使用して行うことができる。	
3 市長は、条例第4条の確認をしたときは、	4 市長は、条例第4条の確認をしたときは、	電子情報処
第1項の申請書の副本に所要の事項を記載	第1項の申請書の副本に所要の事項を記載	理組織を使
したものを申請者に交付するものとする。	したものを申請者に交付するものとする。	用する申請
	ただし、前項に規定する場合にあっては、	の手続内容
	同項の電子情報処理組織を使用して副本に	を追加する
	記載すべき事項を通知するものとする。	ため改正
第34号様式 説明書 (第42条)	第34号様式 説明書(第42条)	同上
別紙のとおり	別紙のとおり	

現行

第34号様式(第42条)

(表) 説明書

年 月 日

説明者 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話番号 説明担当者氏名

- □ 排水設備の新設等の工事の中込み
- つ 処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造工事の申込み
- □ 下水を暗渠である。般下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設の 設置等を行う旨の中込み

を受けたため、横浜市下水道条例第38条第2項の規定により、次の事項を説明します。

(1) 工事を開始する前に必要な手続(横浜市下水道条例第4条)

排水設備(水洗便所改造)計画確認申請書(正副2部)を横浜市長(受付窓口は、工事を行う場所を所管する各区の土木事務所です。以下同じ。)に提出して、確認を受ける必要があります。横浜市長から<u>耐木の返却</u>を受けたことを確認した後でなければ、排水設備指定工事店は、工事に着手することができません。

(2) 工事の後に必要な手続(横浜市下水道条例第5条) 工事が完了した日から5日以内に、横浜市長に排水設備(水洗便所改造)工事完了届出書を提出してください。

(3)及び(4)は、排水設備の新設等の工事の中込み又は処理区域内におけるくみ取使所の水洗便所への改造工事の申込みを受けた場合に説明する事項です。)

(3) 公共下水道の使用開始等に必要な手続(横浜市下水道条例第17条第1項及び第2項) 工事により設置した排水設備又は水洗便所の使用を開始し、廃止し、中止し、又は現に中止しているその使用を再開するときは、逐滞なく、横浜市長に公共下水道使用開始(廃止・中止・再開) 届出書を提出してください。

水道又は工業用水道の使用開始等の届出をしたときは、当該届出をもって、公共下水道使用開始(廃止・中止・再開)届出書を提出したとみなされますので、提出は不要です。

(4) 手続を怠った場合の罰則(横浜市下水道条例第45条第1号及び第2号並びに第46条) (1)、(2)又は(3)のいずれかの手続を怠った場合には、5万円以下の過料に処されます。 また、(1)、(2)又は(3)のいずれかの手続を怠り、詐欺その他不正の行為により下水道使 用料の徴収を免れた場合には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処せられます。

(注意) 該当する口にレ印を記入してください。

 $(\Lambda 4)$

改正後

第34分様式 (第42条)

(表) 説明書

年 月 日

説明者 住所又は所在地 府号又は名称 代表者氏名 並 話 番 号 説明担当者氏名

- □ 排水設備の新設等の工事の申込み
- □ 処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造工事の中込み
- □ 下水を暗渠である一般下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設の 設置等を行う旨の申込み

を受けたため、横浜市下水道条例第38条第2項の規定により、次の事項を説明します。

(1) 工事を開始する前に必要な手続(横浜市下水道条例第4条)

排水設備(水洗便所改造)計画確認申請書(<u>書面により提出する場合は、正副2部</u>)を横 浜市長(受付窓口は、工事を行う場所を所管する各区の土木事務所です。以下同じ。)に提 出して、確認を受ける必要があります。横浜市長から<u>確認の通知(側木の返却)</u>を受けたこ とを確認した後でなければ、排水設備指定工事店は、工事に着手することができません。

(2) 工事の後に必要な手続(横浜市下水道条例第5条)

工事が完了した日から5日以内に、横浜市長に排水設備(水洗便所改造)工事完了届出書を提出してください。

((3)及び(4)は、排水設備の新設等の工事の中込み又は処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造工事の中込みを受けた場合に説明する事項です。)

(3) 公共下水道の使用開始等に必要な手続(横浜市下水道条例第17条第1項及び第2項) 工事により設置した排水設備又は水洗便所の使用を開始し、廃止し、中止し、又は現に中止しているその使用を再開するときは、遅滞なく、横浜市長に公共下水道使用開始(廃止・中止・再開)届出書を提出してください。

水道又は工業川水道の使用開始等の届出をしたときは、当該届出をもって、公共下水道使用開始(廃止・中止・再開)届出書を提出したとみなされますので、提出は不要です。

- (4) 手続を怠った場合の罰則(横浜市下水道条例第45条第1号及び第2号並びに第46条) (1)、(2)又は(3)のいずれかの手続を怠った場合には、5万円以下の過料に処されます。 また、(1)、(2)又は(3)のいずれかの手続を怠り、詐欺その他不正の行為により下水道使 川料の徴収を免れた場合には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処 せられます。
 - (注意) 該当する日にレ印を記入してください。

(A4)